

さくら事務所便り

連絡先：〒223-0052

神奈川県横浜市港北区綱島東 5-4-5-108

さくら社会保険労務士事務所

電話：045-716-6080

e-mail: info@sakura-management.co.jp

厚労省検討会で示された
事業主が講ずべき「パワ
ハラ」防止策

◆防止対策の検討が進む

政府の「働き方改革実行計画」（平成 29 年 3 月 28 日決定）において、「職場のパワーハラスメント防止を強化するため、政府は労使関係者を交えた場で対策の検討を行う」とされたことを受け、厚生労働省では昨年 5 月に「職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会」を立ち上げ、職場のパワハラの実態や課題の把握、実効性のあるパワハラ防止対策の検討が進められています。

2 月下旬に開催された第 8 回会合において、職場におけるパワハラの実態、パワハラ防止のための対応策とメリット・デメリット、パワハラを防止するために事業主が講ずる対応策の案が示されました。

このうち、パワハラを防止するために事業主が講ずる対応策の案をご紹介します。

ます。

◆パワハラ防止対策の案

(1) 事業主の方針等の明確化、周知・啓発

- ・パワハラの内容等の明確化、周知・啓発

- ・行為者への対処方針・対処内容（懲戒等）の就業規則等への規定、周知・啓発

(2) 相談等に適切に対応するために必要な体制の整備

- ・相談窓口の設置

- ・相談窓口の担当者による適切な相談対応の確保

- ・他のハラスメントと一体的に対応できる体制の整備

(3) 事後の迅速・適切な対応

- ・事実関係の迅速・正確な確認

- ・被害者に対する配慮のための対応（メンタルヘルス不調への相談対応等）の適正な実施

- ・行為者に対する対応（懲戒等）の適正な実施

- ・再発防止に向けた対応の実施

(4) パワハラの原因や背景となる要因を解消するため

の取組として望ましいもの

- ・長時間労働の是正等の職場環境の改善

- ・相談窓口と産業保健スタッフ等との連携

- ・コミュニケーションの円滑化のための研修等の実施

(5) 上記の対応と併せて行う対応

- ・相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な対応、周知

- ・パワハラ相談・事実確認への協力等を理由とした不利益取扱いの禁止、周知・啓発

今からの対策が有効！
職場における「5 月病」対策

◆5 月病のメカニズム

「5 月病」は、医学的な病名ではなく、5 月頃になるとなんとなく体がだるくなり、「やる気が出ない」「気分がふさぐ」といった症状が出る状態を総称した呼び方です。

毎年 4 月になると、新社会人や転職・異動する人な

ど、新しい環境で仕事を始める人が多くなります。「心機一転、頑張るぞ!」と気も張りますし、職場環境・生活環境・人間関係の変化には大きなストレスも伴います。

変化に慣れた頃に疲れがドッと出てしまうのが、5月病です。

◆仕事に支障が生じる場合も…

5月病の症状の多くは一過性のものであり、適度な休息などで改善されることがほとんどです。

しかし、稀に、会社や仕事が苦痛に感じるなど、仕事に支障が出てしまうこともあります。そのような状態に至らないようにすることが、企業には求められています。

◆企業がとるべき対応

5月病の原因は様々ですが、「新しい環境にうまく適応できない」こともその1つです。

新しい配属先・転職先での仕事が合わない、思うように自分のキャリアを活かすことができないと感じることや、すでにできあがっている人間関係の中に溶け込めず、職場の雰囲気になじめないことが、大きな要因であると指摘されています。

そこで、企業としては、新年度を迎える前に、新し

い環境で働くことになる人に対して上司・同僚が積極的に声をかけるなど、オープンな職場環境を整備しておきたいものです。

また、「ストレスを抱えている状態に気がいたら話を聞くことで、その解消を図る」「生活リズムが乱れている、同じ仕事なのに仕事の処理能力が落ちていることに気がいたら、専門医の受診を勧める」など、接し方、対応の仕方について管理職向けに研修を行っておくことも有用です。

4月の税務と労務の手続期限 [提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

16日

- 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書の提出 [市区町村]

5月1日

- 預金管理状況報告の提出 [労働基準監督署]
- 労働者死傷病報告の提

出<休業4日未満、1月～3月分> [労働基準監督署]

- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出 (雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]
- 公益法人等の法人住民税均等割の申告納付 [都道府県・市町村]
- 固定資産税・都市計画税の納付<第1期> [郵便局または銀行]
※都・市町村によっては異なる月の場合がある。
- ・土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間 (4月1日から20日または第1期目の納期限までのいずれか遅い日以降の日までの期間)

～当事務所より一言～